

令和４年度 土地改良換地士資格試験

B－１

- １．これから午後の試験を始めます。
- ２．問題を読み始める前に、B－２の表紙にあなたの受験番号を記入して下さい。
- ３．試験B－１は、実務に関する試験の問題で、全部で６問あります。
- ４．試験問題をよく読んで、解答をB－２の各欄に正確に記入して下さい。
問１については、B－２の１頁から13頁までです。
問２については、B－２の14頁から15頁までです。
問３については、B－２の16頁です。
問４については、B－２の17頁から20頁までです。
問５については、B－２の21頁です。
問６については、B－２の21頁です。
- ５．解答時間は、３時間です。

（問 1） 別紙1の資料（1.現形図 2.従前の土地の明細 3.換地図 4.換地の明細）により、換地計画書（B－2の1頁から13頁までの地区総計表、所有権に関する明細、所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細、その他特別の定めをする土地の明細、換地設計総括表（1.（2）団地計画の内容）、土地改良法第53条第1項ただし書に係る同意書、不換地・特別減歩申出書、創設換地取得同意書）を作成しなさい。

（作成上の留意事項）

- 1. 斜線を引いた欄は、記入しなくてよい。
- 2. 所有権以外の権利又は処分の制限がなく、かつ、不換地又は特別減歩を行わない場合は、所有権に関する明細中組合せごとの「換地交付基準額」、「換地交付基準地積」、「地積の増減の割合」、「清算金」欄の記入は、省略してよい。
- 3. 各筆換地等明細書は、該当する権利者等の住所及び氏名又は名称並びに土地の所在を必ず記入すること。また、換地と従前の土地の組合せが明らかになり、かつ、その組合せごとの換地及び従前の土地の各筆が明らかになるよう、それぞれに横線を引いて区分すること。
- 4. 賃借権のある土地は、高島県農業公社が農地中間管理権を設定し、転借人に貸付が行われており、転借人が組合員となっているものとする。
- 5. 賃借権のある土地の換地清算金は、耕作者を対象とすること。
- 6. 地積を特に減じて換地を定めた従前の土地にあつては、所有権に関する明細中「記事」欄の記入は、省略してよい。
- 7. 担保権設定のある土地は、補償金等の供託は行わないものとする。
- 8. 事業主体は、谷川水系土地改良区とする。
- 9. 同意書等の作成において、森郡谷川町及び谷川水系土地改良区が該当する場合は、代表者名は省略するものとする。

（問 2） 別紙2の登記事項証明書（7筆）により、従前地各筆調書（B－2の14頁から15頁）を作成しなさい。

（作成上の留意事項）

- 1. 斜線を引いた欄は、記入しなくてよい。
- 2. 所有者欄の住所及び氏名は、省略せず記入すること。
- 3. 共有地の場合は、所有者欄（住所、氏名及び持分）に共有者全員分について記入すること。
- 4. 表題部・権利部の記録証明は、試験の便宜上省略するものとする。

（問 3） 草木山夫が所有者として登記されている土地について、代位登記を申請する必要があるので、別紙3の改製原戸籍謄本、除籍謄本、全部事項証明書の範囲内で相続人を調査し、本籍及び氏名並びに法定相続分を（B－2の16頁）に記入しなさい。

（作成上の留意事項）

- 1. 草木良美の婚姻前〔田河良美〕には、子が存在しないものとする。
- 2. 内島未来の死亡時、内島未来のすべての直系尊属は、既に死亡しているものとする。
- 3. 新戸籍編製のために除籍となっている者については、新戸籍地で生存しているものとする。
- 4. 本籍及び氏名は、省略せず記入すること。

（問 4） 下表に掲げる土地（6筆）について、登記申請書（B－2の17頁から20頁）を作成しなさい。

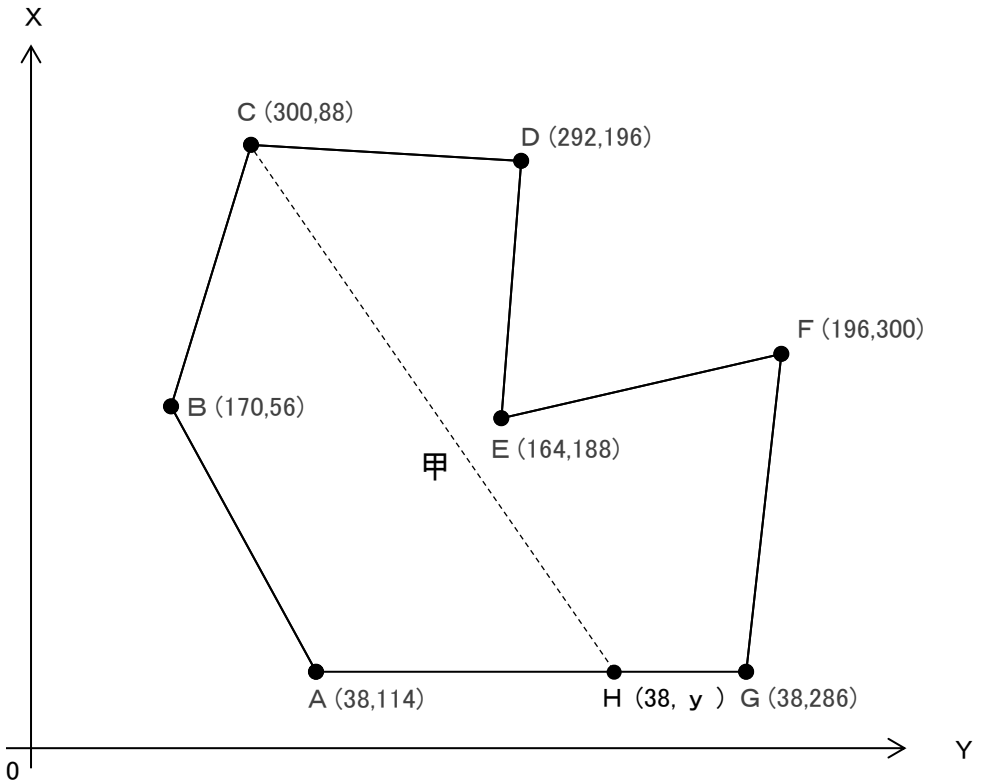
（作成上の留意事項）

- 1. 登記申請書には、「登記の目的」、「原因」、「被代位者（所有者）」、「代位原因」、「不動産の表示」等の各該当欄（)に必要な事項を記入すること。
- 2. 解答の記入に際しては、下表の整理番号とB－2の整理番号が一致するように記入すること。

整理 番号	登記簿に記載された土地の表示				登記簿に記載された所有者			備 考
	所 在	地 番	地 目	地 積 m ²	住 所	氏 名	持 分	
1	南市穂間字松山	27番	田	634		山 田 仁		別紙4の相続関係説明図参照のこと。 ただし、所有権の登記がない。（未登記の土地）
2	根元市河合字向井	218番1	畑	2023	長友郡久保町 内田字宮本60番地	〈共有者〉 岸 和 久	2/3	別紙4の相続関係説明図参照のこと。
					小野市 原口1丁目2番9号	〈共有者〉 大 森 広 之	1/3	相続を要しない。
3	沼沢市小西字桜田	54番	田	1192	若松市 百合字白井33番地	日下部 満		別紙4の相続関係説明図参照のこと。
4	植木市中町字斉川	111番9	畑	350	小田島市 一木字富谷28番地	海 川 美 佳		氏名の変更 別紙5の所有権登記名義人関係書類参照のこと。
5	田所市桃井字平尾	426番	田	2726	広田郡柳町 小川字坂上51番地	高 内 純 太		住所の変更、更正 別紙5の所有権登記名義人関係書類参照のこと。
6	山崎市梅津字三河	650番2	畑	1590	稲村市 吉野字山守10番地1	宅 間 陸		地積内に一筆の一部が漏入される分筆。 別紙6の地積測量図参照のこと。（測量地積の誤差は精度区分の許容範囲を超える。）

(問 5) 下図に示す甲の土地は、実線を筆界線とする平面上の多角形であり、各筆界点A、B、C、D、E、F、Gには平面直角座標が与えられている。この土地について次の各問に答えなさい。

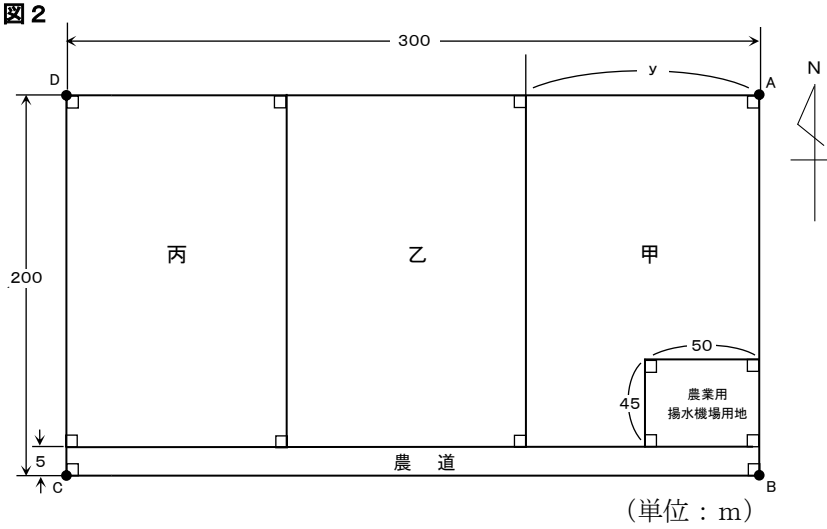
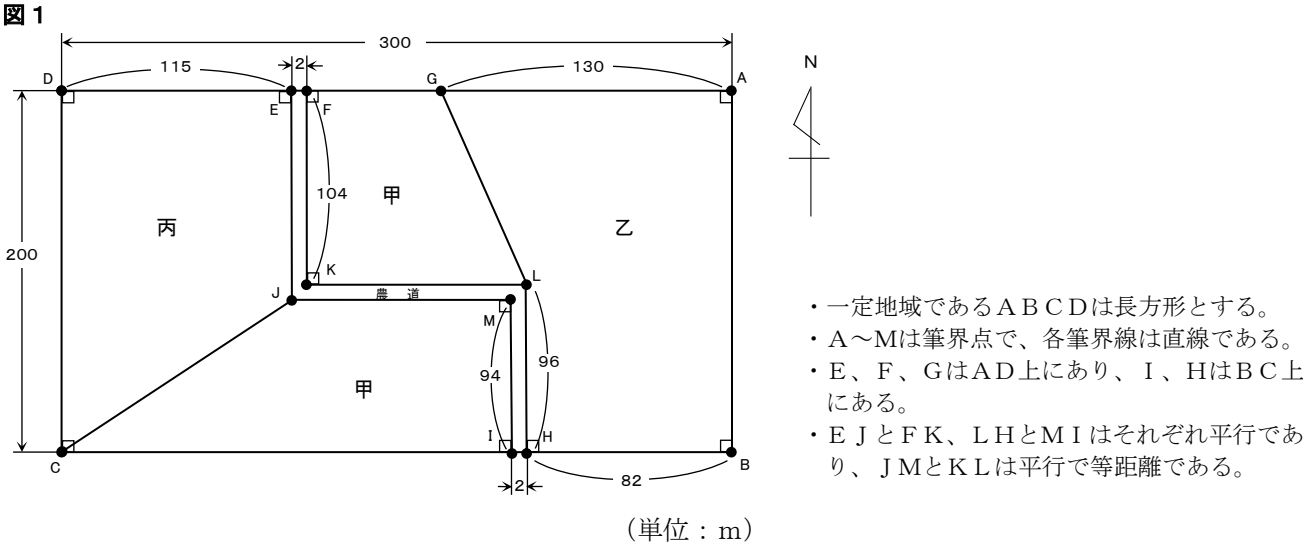
- (1) 甲の土地の面積を求めなさい。ただし、小数点以下第1位を四捨五入して、整数値で求めるものとする。
- (2) この土地の面積を二等分する直線CHを定めるとき、筆界線AG上にある点Hのy座標値を求めなさい。ただし、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで求めるものとする。



(単位：m)
※縮尺は一定していない

(問 6) 図1の一定地域(甲、乙、丙の所有農地と農道)において、ほ場整備事業を実施することとした。図2の換地計画原案に係る換地計画原案図のとおり、農道を機能交換するとともに農業用揚水機場の用地を創設換地により新たに生み出すこととした。なお、甲は自己の所有農地の10分の1の地積を特に減じると申し出ており、当該地積は換地交付の対象から除くこととした。このとき、次の各問に答えなさい。

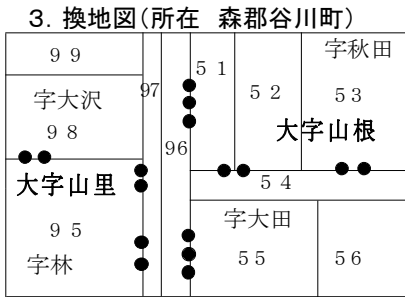
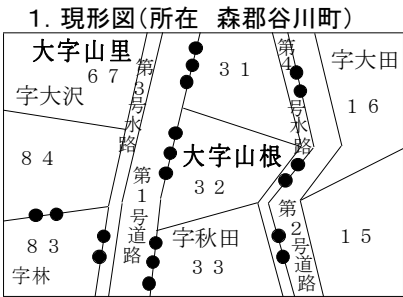
- (1) 換地交付率(%)を求めなさい。ただし、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで求めるものとする。
- (2) (1)で求めた換地交付率を用いて、甲、乙、丙の換地交付基準地積を求めなさい。ただし、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。
- (3) (2)で求めた地積により換地選定をするとき、図2のyの値を求めなさい。ただし、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。



※図1、図2とも縮尺は一定していない

〔別紙 1 〕

現 形 図
従 前 の 土 地 の 明 細
換 地 図
換 地 の 明 細



凡 例	
大 字 界	
字 界	

(注)
(1) 現形図及び換地図の道路・水路は、農業機械の継続作業をするための横断が可能なものとする。
(2) 各図面は各土地の配置を示すものであり、縮尺は一定していない。

2. 従前の土地の明細(大字、字名は現形図参照)

所有権登記の有無	地番	地 目	用 途	地 積 (㎡)	評 定		換 地 交 付 基 準 額 (円)	換地交付 基 準 積 (㎡)	所有権及び 地役権以外の 権利又は 処分の制限	所有者の住所氏名	農地中間管理権設定者の 住所氏名 耕作者の住所氏名
					等位	価 額 (円)					
	15	田	田	1,740	7	2,436,000	3,038,651	1,704		森郡谷川町大字山根41番地 中 村 広 一	
	67	田	田	1,688	4	2,869,600	3,454,240	1,653	賃借権	森郡谷川町大字山里72番地 杉 本 久 美	石原市桜井1丁目2番3号 高島県農業公社 森郡谷川町大字山根41番地 中 村 広 一
	83	田	田	1,024	4	1,740,800	2,095,463	1,003	(登) 抵当権	同 上	
	31	田	田	1,327	5	2,123,200	2,582,808	1,299		森郡谷川町大字山根43番地 和 山 正 市	
	33	田	田	1,705	4	2,898,500	3,489,028	1,669		同 上	
無	84	畑	畑	1,295	8	1,683,500	2,132,024	1,268		同 上	
	16	田	田	1,359	6	2,038,500	2,509,191	1,331		森郡谷川町大字山根47番地 一 条 行 人	
	32	田	田	1,532	5	2,451,200	2,698,495			同 上	
		818㎡を特に 減じた	(	714		1,142,400	1,389,695	699	)		
計				11,670		18,241,300	21,999,900	10,626			
内 訳		田	田	10,375		16,557,800	19,867,876	9,358			
		畑	畑	1,295		1,683,500	2,132,024	1,268			
第1号道路	公衆用道路	道 路		1,079						森 郡 谷 川 町	
第2号道路	公衆用道路	道 路		999						同 上	
第3号水路	用悪水路	水 路		639						同 上	
第4号水路	用悪水路	水 路		613						同 上	
計				3,330							
合 計				15,000		18,241,300	21,999,900	10,626			

4. 換地の明細(大字、字名は換地図参照)

地番	地 目	用 途	地 積 (㎡)	評 定		所有者の氏名	農地中間管理権 設定者の名称 耕作者の氏名
				等位	価 額 (円)		
56	田	田	1,449	2	2,753,100	中 村 広 一	
52	田	田	1,208	2	2,295,200	杉 本 久 美	
55	田	田	1,972	1	3,944,000	同 上	高島県農業公社 中 村 広 一
95	田	田	2,562	1	5,124,000	和 山 正 市	
98	畑	畑	1,476	3	2,656,800	同 上	
53	田	田	1,959	1	3,918,000	一 条 行 人	
小 計			10,626		20,691,100		
51	畑	畑	818	5	1,308,800	森郡谷川町大字山里75番地 長 井 広 明	
99	宅 地	農業用 揚水機場	859.00			森郡谷川町大字山根10番地 谷川水系土地改良区	
計			12,303		21,999,900		
内 訳	田	田	9,150		18,034,300		
	畑	畑	2,294		3,965,600		
	宅 地	農業用 揚水機場	859.00				
54	公衆用道路	道 路	859			森 郡 谷 川 町	
96	公衆用道路	道 路	1,020			同 上	
97	用悪水路	水 路	818			同 上	
計			2,697				
合 計			15,000		21,999,900		

〔別紙 2〕

登 記 事 項 証 明 書

表 題 部（土地の表示）		調製	平成7年1月18日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	谷多郡居松町大字島永字門田			余 白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
12番2	原野		743	12番から分筆 〔平成2年8月23日〕	
余 白	畑		378	②年月日不詳地目変更 ③12番2、12番4に分筆 〔平成5年3月12日〕	
余 白	余 白	余 白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年1月18日	
余 白	余 白		876	③14番1を合筆 〔平成10年10月27日〕	

権 利 部（甲 区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和63年4月20日 第2820号	原因 昭和58年5月21日相続 所有者 谷多郡居松町大字島永字山松77番地 山 田 太 郎 順位3番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年1月18日
2	合併による所有権登記	平成10年10月27日 第6535号	所有者 谷多郡居松町大字島永字山松77番地 山 田 太 郎
3	所有権移転	平成15年10月8日 第6125号	原因 平成11年2月22日相続 共有者 谷多郡居松町大字島永字山松77番地 持分4分の2 山 田 和 美 谷多郡居松町大字島永字山松77番地 持分4分の1 山 田 克 子 谷多郡居松町大字島永字山松77番地 持分4分の1 山 田 雅 美
付記1号	3番登記名義人住所変更	平成17年4月25日 第2876号	原因 平成17年3月22日住所移転 共有者山田克子の住所 石山市石山町山河257番地
4	山田雅美分全部移転	平成20年7月22日 第4635号	原因 平成20年6月21日贈与 共有者 石山市石山町山河257番地 持分4分の1 山 田 克 子

権 利 部（乙 区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	平成5年5月12日 第3260号	原因 平成5年4月24日設定 極度額 金〇〇〇万円 債権の範囲 消費貸借取引 売買取引 当座貸 越取引 保証取引 手形債権 小切手債権

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇〇

1／2

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
			債務者 谷多郡居松町大字島永字山松77番地 山 田 太 郎 根抵当権者 谷多郡居松町大字島永字島永12番地 居 松 銀 行 株 式 会 社 共同担保 目録(お)第123号 順位3番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年1月18日
2	1番根抵当権抹消	平成9年2月18日 第1563号	原因 平成9年1月10日合意解除
3	根抵当権設定	平成21年7月13日 第4458号	原因 平成21年7月2日設定 債権額 金〇〇〇万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 谷多郡居松町大字島永字島永57番地 株 式 会 社 山 田 根抵当権者 田山市中央区山花町山花1番地 〇 〇 県 信 用 保 証 協 会 共同担保 目録(い)第456号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇〇

2／2

表 題 部（土地の表示）		調製	平成7年1月18日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	谷多郡居松町大字島永字門田			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
25番3	田		1463	25番2から分筆 〔昭和37年1月12日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年1月18日	
余白	余白		1347	③25番3、25番5に分筆 〔平成9年7月15日〕	
余白	余白		1374	③錯誤 〔平成9年8月8日〕	

権 利 部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成3年12月10日 第7435号	原因 平成2年7月6日相続 所有者 谷多郡居松町大字島永字山松37番地 河 谷 三 夫 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年1月18日
2	所有権移転請求権仮登記	平成25年9月9日 第5583号	原因 平成25年7月7日売買予約 権利者 谷多郡居松町大字島永字松河76番地 谷 中 直 幸
	余白	余白	余白

権 利 部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定仮登記	平成14年1月16日 第920号	原因 平成13年12月21日設定 極度額 金〇〇〇万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形債権 小 切手債権 債務者 谷多郡居松町大字島永字山松37番地 河 谷 三 夫 権利者 谷多郡居松町大字島永字松河76番地 谷 中 直 幸
	余白	余白	余白

表 題 部（土地の表示）		調製	平成7年1月18日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	谷多郡居松町大字島永字門田			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
37番	畑		876	余白	
37番1	余白		367	①③37番1、37番2に分筆 〔昭和59年5月10日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年1月18日	
余白	余白		124	③37番1、37番3に分筆 〔平成23年3月25日〕	

権 利 部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和58年9月19日 第5700号	原因 昭和51年9月26日相続 所有者 谷多郡居松町大字島永字山松37番地 水 木 孝 三 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成22年5月12日 第3250号	原因 平成17年3月22日住所移転 住所 石山市石山町山河257番地
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年1月18日
2	所有権移転	平成23年1月26日 第1125号	原因 平成22年6月1日売買 所有者 谷多郡居松町大字阪松字梅阪27番地 今 谷 利 郎

権 利 部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	地上権設定	平成23年5月10日 第3265号	原因 平成23年4月11日設定 目的 流域下水道管渠の設置 範囲 東京湾平均海面の上73・50mから同 海面の上81・00mの間 存続期間 流域下水道管渠の存続する期間 地代 無料 特約 流域下水道管渠の保守運営のための土地 立入または通行、もしくは使用の容認、なら びに当該管渠の土地に建造物の築造、爆発性 、引火性を有する危険物の製造、取扱いおよ び貯蔵、当該管渠に支障となる工作物の設置 、立竹木の育成、その他当該管渠に支障とな る一切の行為の禁止 地上権者 谷 多 郡 居 松 町

表 題 部		(土地の表示)		調製	平成7年1月18日		不動産番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				
地図番号	余 白			筆界特定	余 白							
所 在	谷多郡居松町大字阪松字下竹						余 白					
① 地 番		②地 目		③ 地 積		㎡		原因及びその日付 〔登記の日付〕				
5 1 番		雑種地		7 6 5				余 白				
5 1 番 1		余 白		4 6 7				①③5 1 番 1、5 1 番 2に分筆 〔平成6年6月6日〕				
余 白		余 白		余 白				昭和6 3 年法務省令第3 7 号附則第2条第2 項 の規定により移記 平成7年1月18日				

権 利 部（甲 区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和56年9月21日 第5812号	原因 昭和56年8月7日売買 所有者 谷多郡居松町大字阪松字北上84番地 池 仲 友 秋 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年1月18日
2	所有権移転請求権仮登記	平成22年6月24日 第4083号	原因 平成22年6月7日売買予約 権利者 谷多郡居松町大字島永字松河76番地 谷 中 直 幸
	所有権移転	平成25年10月7日 第6137号	原因 平成25年9月1日売買 権利者 谷多郡居松町大字島永字松河76番地 谷 中 直 幸

権 利 部（乙 区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	地役権設定	平成26年9月22日 第5783号	原因 平成26年8月20日設定 目的 地役権者はこの土地に電線路の支持物を 除く送電線路を設置し、並びにその保全のためこの土地に入ることができる。地役権設定 者はこの土地に送電線路の最下垂時における 電線から5mの範囲に入る建造物の築造または工作物の設置、竹木の植栽ができない。 範囲 東側28㎡ 要役地 石山市石山町大石123番地 地役権図面第7号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇〇

1 / 1

表 題 部（土地の表示）			調製	平成7年1月18日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白			
所 在	谷多郡居松町大字阪松字下竹				余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付【登記の日付】		
56番3	田	465		56番から分筆 〔昭和54年8月8日〕		
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年1月18日		
余白	宅地	465	46	②③平成9年10月15日地目変更 〔平成9年10月23日〕		

権 利 部（甲 区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和53年9月8日 第5567号	原因 昭和50年2月7日相続 共有者 谷多郡居松町大字阪松字北上34番地 持分6分の4 仲 田 多 美 石山市石山町石山543番地 持分6分の1 仲 田 紀 夫 石山市石山町石山543番地 持分6分の1 仲 田 美 紀 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年1月18日
2	仲田多美持分全部移転請求権仮登記	平成25年9月18日 第5756号	原因 平成25年7月7日売買予約 権利者 谷多郡居松町大字阪松字北上74番地 持分6分の4 丘 田 芳 夫
	仲田多美持分全部移転	平成27年2月12日 第1435号	原因 平成27年1月17日売買 権利者 谷多郡居松町大字阪松字北上74番地 持分6分の4 丘 田 芳 夫

権 利 部（乙 区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	仲田紀夫持分抵当権設定	平成10年5月11日 第3221号	原因 平成10年4月30日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金〇〇〇万円 利息 年〇・〇〇%（年365日日割計算） 損害金 年〇〇・〇〇%（年365日日割計算） 債務者 石山市石山町石山543番地 仲 田 紀 夫 抵当権者 石 山 銀 行 株 式 会 社 共同担保 目録(き)第234号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇〇

1 / 1

表 題 部（土地の表示）		調製	平成7年1月18日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	谷多郡居松町大字阪松字下竹			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
78番	田	5360		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年1月18日	
余白	余白	5631		③錯誤 〔平成28年8月23日〕	

権 利 部（甲 区）（所 有 権 に 関 す る 事 項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成5年7月23日 第4621号	原因 平成3年8月7日相続 所有者 谷多郡居松町大字阪松字北上48番地 大 木 義 春 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年1月18日
2	所有権移転請求権仮登記	平成28年9月15日 第5684号	原因 平成28年7月1日売買予約 権利者 谷多郡居松町大字島永字松河76番地 谷 中 直 幸
	余白	余白	余白
付記1号	2番所有権移転請求権の移転	平成30年3月13日 第2054号	原因 平成29年12月20日売買 権利者 谷多郡居松町大字阪松字北上74番地 丘 田 芳 夫

表 題 部		(土地の表示)		調製	平成7年1月18日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余 白			筆界特定	余 白		
所 在	谷多郡居松町大字阪松字下竹					余 白	
① 地 番		②地 目	③ 地 積		㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
83番2		田	155			余 白	
余 白		余 白	余 白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年1月18日	
所 有 者	浅 田 平 治						

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

〔別紙 3〕

改 製 原 戸 籍 謄 本
除 籍 謄 本
全 部 事 項 証 明 書

本										籍																																							
石森町																																																	
〇〇縣古林郡石森村大字山谷字大川五拾七番地																																																	
本籍ニ於テ出生父草木和と届出明治参拾九年九月七日受附入籍										昭和貳年八月拾八日前戸主利和死亡に因り家督相続届出同月参拾日受附																																							
河村ちよのト婚姻届出昭和五年拾壹月拾八日受附										昭和貳拾参年拾月壹日行政区画変更につき同日本籍欄中「石森町」と更正職務執行者																																							
昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾参年四月壹日本戸籍改製										昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾九年拾貳月貳拾五日あらたに戸籍を編製したため本戸籍消除																																							
古林郡石森村大字多山字山川七番地戸主河村文治武女昭和五年拾壹月拾八日草木和夫ト婚姻届出同日入籍																																																	
本籍ニ於テ出生父草木和と夫届出昭和八年九月貳拾六日受附入籍																																																	
田河良美と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和参拾六年七月貳拾壹日受附古林郡石森町大字山谷字大川五拾七番地に新戸籍編製につき除籍																																																	
男 長										妻																																							
出生		山 夫								父		ちよの								父		河村 文治								母		たけ								母		武女							
昭和八年九月貳拾五日										母										草木 和夫										長男										出生									

この謄本は、原戸籍の原本と相違ないことを認証する。

本籍ニ於テ出生父草木和夫届出昭和拾壹年八月式拾日受附入籍印									
男 式									
友 次									
出生 昭和拾壹年 八月拾九日									
父 草木 和 夫									
母 ちよの									
長女									
女 長									
出生 昭和拾五年 七月拾日									
和 江									
受附古林郡石森町大字多山字玉川八拾番地に新戸籍編製につき除籍印									
下元辰哉と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和参拾八年六月式拾五日									
本籍ニ於テ出生父草木和夫届出昭和拾五年七月拾壹日受附入籍印									

除
籍

本籍		氏名		
〇〇県古林郡石森町大字山谷字大川五拾七番地		草木山夫		
婚姻の届出により昭和参拾六年七月式拾壹日夫婦につき本戸籍編製㊟				
平成九年拾月八日消除㊟				
昭和八年九月式拾五日古林郡石森村大字山谷字大川五拾七番地で出生	父	草木和夫		
父草木和夫届出同月式拾六日受附入籍㊟	母	ちよの	男長	
昭和参拾六年七月式拾壹日田河良美と婚姻届出古林郡石森町大字山谷字大川五拾七番地草木和夫戸籍より入籍㊟				
平成五年六月七日妻死亡㊟				
平成八年八月八日午前八時五拾分古林郡石森町で死亡同月九日親族草木義一届出除籍㊟				
未	父	山夫		
昭和八年九月式拾五日	母	山夫		
昭和拾五年九月八日古林郡石森村大字北山字北川八拾七番地で出生父田河春雄届出同月九日受附入籍㊟	父	田河春雄	女次	
母	章子			
昭和参拾六年七月式拾壹日草木山夫と婚姻届出古林郡石森町大字北山字北川八拾七番地田河春雄戸籍より同日入籍㊟				
平成五年六月七日午後七時拾分古林郡石森町で死亡同月八日親族草木山夫届出除籍㊟				
妻	良美			
昭和参拾七年八月拾壹日日本籍で出生父草木山夫届出同月拾式日受附入籍㊟	父	草木山夫	女長	
母	良美			
花木光雄と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和五拾九年七月式拾壹日受附古林郡石森町大字多山字山川四拾七番地に新戸籍編製につき除籍㊟				
広美				
昭和参拾七年八月拾壹日				

この謄本は、除籍の原本と相違ないことを認証する。

[illegible]

改製原戸籍

平成六年法務省令第五十一号附則第二条第一項
による改製につき平成拾七年七月九日消除[㊞]

本籍		氏名	
〇〇県古林郡石森町大字山谷字大川五拾七番地		草木義一	
婚姻の届出により平成参年五月式拾八日夫婦につき			
本戸籍編製 [㊞]			
昭和参拾九年拾月九日古林郡石森町大字山谷字大川五拾七番地で出生	父	草木山夫	男長
父草木山夫届出同月拾壹日受附入籍 [㊞]	母	良美	
平成参年五月式拾八日本山美子と婚姻届出古林郡石森町大字山谷字大川五拾七番地草木山夫戸籍より入籍 [㊞]	夫		
	生出	昭和参拾九年拾月九日	
昭和四拾四年式月拾日古林郡石森町大字多山字多川八拾七番地で出生	父	本山彰	
父本山彰届出同月拾式日受附入籍 [㊞]	母	絵理	女式
平成参年五月式拾八日草木義一と婚姻届出古林郡石森町大字多山字多川八拾七番地本山彰戸籍より入籍 [㊞]	妻		
	生出	昭和四拾四年式月拾日	
平成五年参月式拾四日本籍で出生父草木義一届出同月式拾五日受附入籍 [㊞]	父	草木義一	
	母	美子	女長
	一美		
	生出	平成五年参月式拾四日	

この謄本は、原戸籍の原本と相違ないことを認証する。

[illegible]

(2の1)		全 部 事 項 証 明	
本 籍 氏 名	〇〇県古林郡石森町大字山谷字大川5 7 番地 草木 義一		
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成1 7 年7 月9 日 【改製事由】平成6 年法務省令第5 1 号附則第2 条第1 項による改製		
戸籍に記録されている者	【名】義一 【生年月日】昭和3 9 年1 0 月9 日 【父】草木山夫 【母】草木良美 【続柄】長男		
除 籍			
身分事項 出 生	【出生日】昭和3 9 年1 0 月9 日 【出生地】〇〇県古林郡石森町 【届出日】昭和3 9 年1 0 月1 1 日 【届出人】父		
婚 姻	【婚姻日】平成3 年5 月2 8 日 【配偶者氏名】本山美子 【従前戸籍】〇〇県古林郡石森町大字山谷字大川5 7 番地 草木山夫		
死 亡	【死亡日】平成1 9 年9 月1 7 日 【死亡時分】午前5 時4 0 分 【死亡地】〇〇県古林郡石森町 【届出日】平成1 9 年9 月1 8 日 【届出人】親族 草木美子		
戸籍に記録されている者	【名】美子 【生年月日】昭和4 4 年2 月1 0 日 【父】本山彰 【母】本山絵理 【続柄】二女		
身分事項 出 生	【出生日】昭和4 4 年2 月1 0 日 【出生地】〇〇県古林郡石森町 【届出日】昭和4 4 年2 月1 2 日 【届出人】父		
婚 姻	【婚姻日】平成3 年5 月2 8 日 【配偶者氏名】草山義一 【従前戸籍】〇〇県古林郡石森町大字多山字多川8 7 番地 本山彰		
配偶者の死亡	【配偶者の死亡日】平成1 9 年9 月1 7 日		

発行番号 ○○○○○

以下次頁

(2の2)		全 部 事 項 証 明	
戸籍に記録されている者	【名】一美 【生年月日】平成5 年3 月2 4 日 【父】草木義一 【母】草木美子 【続柄】長女		
除 籍			
身分事項 出 生	【出生日】平成5 年3 月2 4 日 【出生地】〇〇県古林郡石森町 【届出日】平成5 年3 月2 5 日 【届出人】父		
婚 姻	【婚姻日】平成3 0 年2 月1 0 日 【配偶者氏名】海山良太 【新本籍】〇〇県古林郡石森町大字多山字玉川7 7 番地 【称する氏】夫の氏		
戸籍に記録されている者	【名】義春 【生年月日】平成8 年3 月2 2 日 【父】草木義一 【母】草木美子 【続柄】長男		
身分事項 出 生	【出生日】平成8 年3 月2 2 日 【出生地】〇〇県古林郡石森町 【届出日】平成8 年3 月2 3 日 【届出人】父		
	以下余白		

発行番号 ○○○○○

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

〇〇年〇〇月〇〇日

平成六年法務省令第五十一号附則第二条第一項
による改製につき平成拾八年拾貳月拾六日消除⑩

平成六年法務省令第五十一号附則第二条第一項
による改製につき平成拾八年拾貳月拾六日消除⑩

[illegible]

この謄本は、原戸籍の原本と相違ないことを認証する。

(2の1)		全 部 事 項 証 明	
本 籍 氏 名	〇〇県梅竹市北区小梅町中原173番地 内島 晃司		
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成18年12月16日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製		
戸籍に記録されている者	【名】 晃司 【生年月日】昭和43年2月26日 【父】 内島信雄 【母】 内島延子 【続柄】 三男		
身分事項 出 生	【出生日】昭和43年2月26日 【出生地】〇〇県梅竹市北区 【届出日】昭和43年2月27日 【届出人】 父		
婚 姻	【婚姻日】平成9年10月7日 【配偶者氏名】 草木未来 【従前戸籍】 〇〇県梅竹市北区小梅町中原173番地 内島信雄		
配偶者の死亡	【配偶者の死亡日】平成27年9月11日		
戸籍に記録されている者	【名】 未来 【生年月日】昭和45年11月9日 【父】 草木山夫 【母】 草木良美 【続柄】 三女		
除 籍			
身分事項 出 生	【出生日】昭和45年11月9日 【出生地】〇〇県古林郡石森町 【届出日】昭和45年11月10日 【届出人】 父		
婚 姻	【婚姻日】平成9年10月7日 【配偶者氏名】 内島晃司 【従前戸籍】 〇〇県古林郡石森町大字山谷字大川57番地 草木山夫		
死 亡	【死亡日】平成27年9月11日 【死亡時分】午前9時40分 【死亡地】 〇〇県梅竹市北区		

発行番号 〇〇〇〇〇

以下次頁

(2の2)		全 部 事 項 証 明	
	【届出日】平成27年9月12日 【届出人】親族 内島晃司		
	以下余白		

発行番号 〇〇〇〇〇

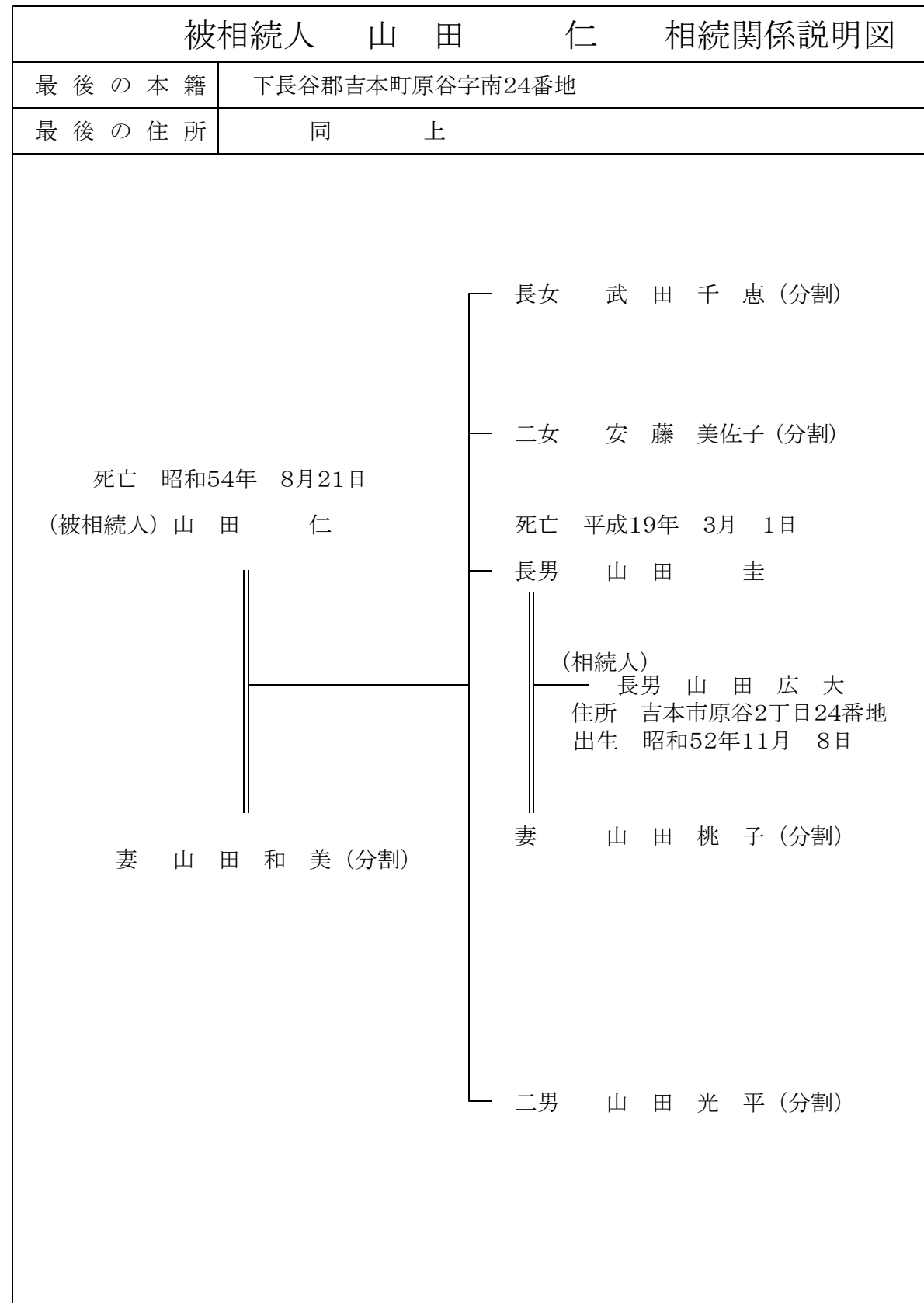
これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

〇〇年〇〇月〇〇日

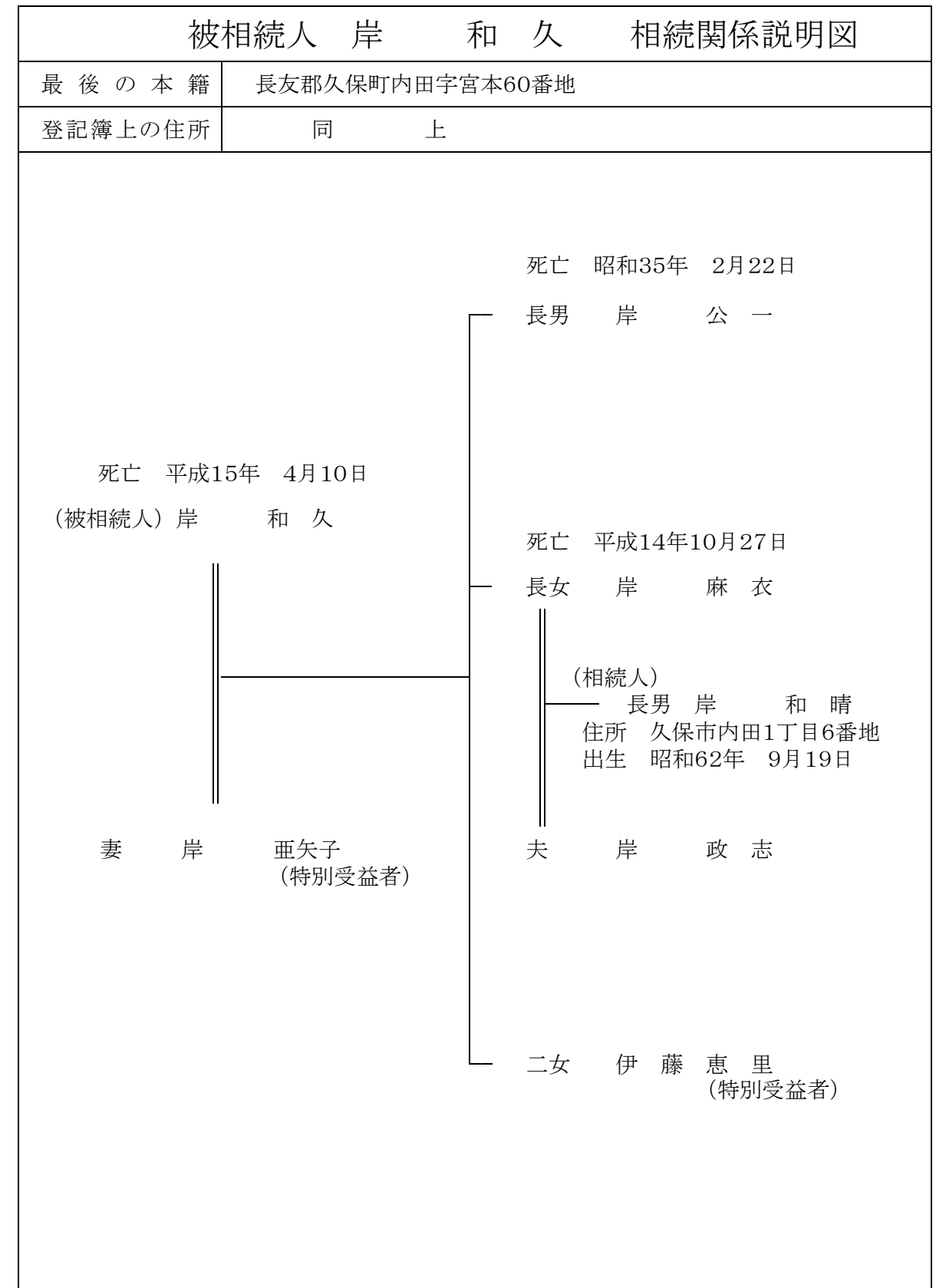
〔別紙 4〕

相 続 関 係 説 明 図

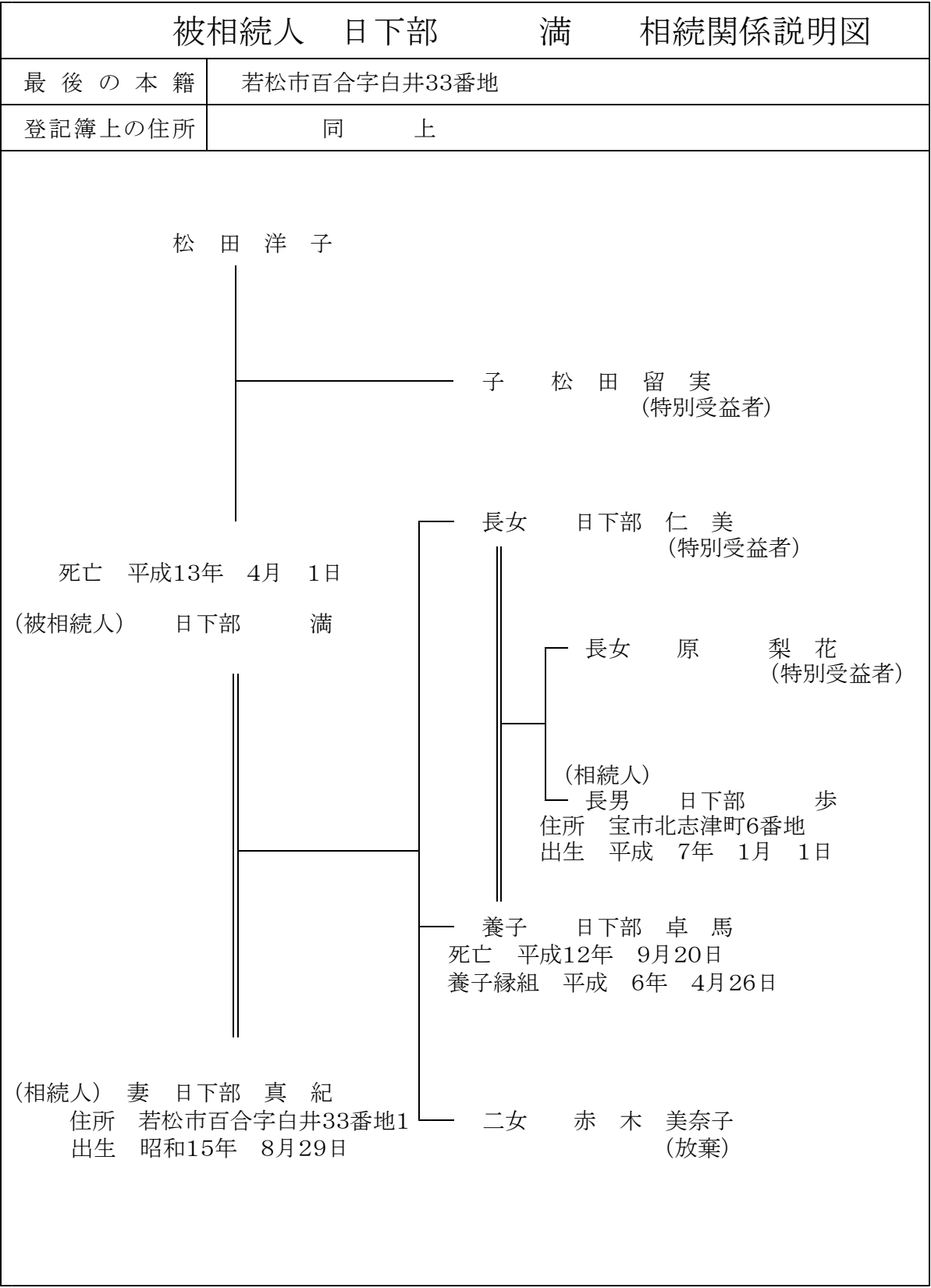
(その1)



(その2)



(その3)



〔別紙 5〕

所有権登記名義人関係書類

住民票

		住民とな		平成5年		住民票コード		省 略	
		った日		12月24日		個人番号		省 略	
氏	海州—美佳 木村 美佳			続	子 妻	世	海州—勉 木村 慎		
名							柄	主	
生年月日	平成5年12月24日	性別	女						
住	小田島市一木字富谷28番地					住所を定めた日	平5.12.24	届出年月日	平5.12.26
所									
本	〇〇県小田島市一木字富谷28番地					筆頭者	海州—勉 木村 慎		
籍									
従									
前									
転									
出									
平21.10. 1 改製により作成 令 2.12.24 戸籍届出により修正									

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県小田島市長〇〇 〇〇〇

市長印

戸籍を証する書類

(その1)

(1の1)

個 人 事 項 証 明

本 氏 籍 名	〇〇県小田島市一木字富谷28番地 木村 慎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成16年10月1日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	【名】美佳 【生年月日】平成5年12月24日 【配偶者区分】妻 【父】海川勉 【母】海川代利子 【続柄】長女
身分事項 出 生	【出生日】平成5年12月24日 【出生地】〇〇県北秋山郡小田島町 【届出日】平成5年12月26日 【届出人】父
婚 姻	【婚姻日】令和2年12月24日 【配偶者氏名】木村慎 【従前戸籍】〇〇県小田島市一木字富谷28番地 海川 勉
以下余白	

発行番号000000
これは、戸籍中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県小田島市長 〇〇 〇〇〇

市長印

戸籍の附票

(1の1)

附 票 の 個 人 証 明

氏 名	本 籍		
高内 純太	〇〇県広田郡柳町小川字坂上57番地 〇〇県広田市小川5丁目57番地		
附票記録事由欄	平成20年 9月10日改製		
名	住 所	住所を定めた日	記 録 事 項 欄
純太	〇〇県広田郡柳町小川字坂上51番地	昭和63年5月30日	
	〇〇県広田郡柳町小川字坂上57番地	昭和63年5月30日	平成20年11月4日 地番錯誤届出
	〇〇県広田市小川5丁目57番地	昭和63年5月30日	行政区画及び土地 の名称変更 平成23年7月4日

発行番号000000
これは、戸籍の附票中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。

〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇県広田市長 〇〇 〇〇〇

市長印

(その2)

住 民 票

住民とな った日		昭和63年 5月30日	住民票コード 個人番号	省 略 省 略	
氏 名	高内 純太	続 世帯主	世 帯	高内 純太	
生年月日	昭和63年5月30日	性 別	男	戸 籍	
住 所	〇〇県広田郡柳町小川字坂上57番地 広田市小川5丁目57番地		主 住所を定めた日	昭63.5.30	昭63.6.2
本 籍	〇〇県広田郡柳町小川字坂上57番地 〇〇県広田市小川5丁目57番地		筆 頭 者	高内 純太	
従 前 転 出					
平23. 7. 4 改製により作成					

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇県広田市長 〇〇 〇〇〇

市長印

〔別紙 6〕

地 積 測 量 図

地番

(A) 650-2, (B) 650-4

地積測量図

土地の所在

山崎市梅津字三河

座標求積表（世界測地系）

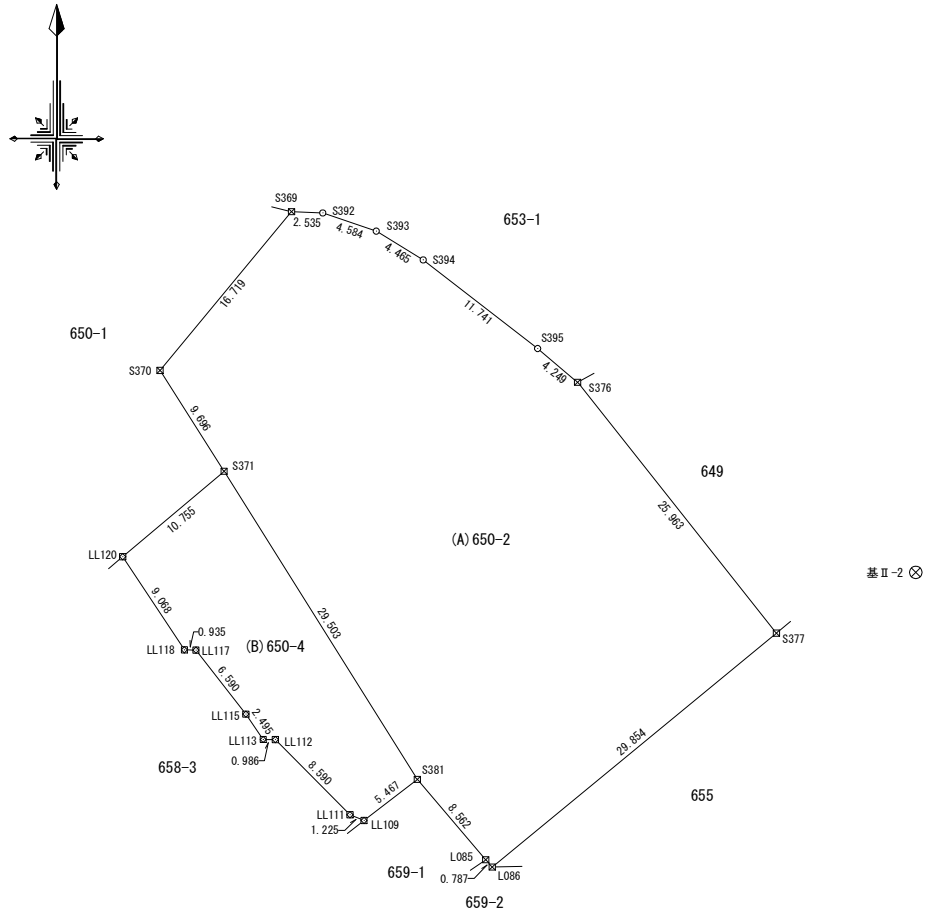
地番	(A) 650-2			
測点	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)	距離
S369	-186979.181	-59405.793	-2467377.272476	2.535
S392	-186979.280	-59403.260	-1285108.591440	4.584
S393	-186980.756	-59398.920	-1523145.238376	4.465
S394	-186983.091	-59395.114	-2447234.695008	11.741
S395	-186990.281	-59385.832	-2342614.240368	4.249
S376	-186993.023	-59382.586	-3621306.883418	25.963
S377	-187013.376	-59366.466	1296002.695680	29.854
L086	-187032.349	-59389.516	4408726.530628	0.787
L085	-187031.760	-59390.038	1134908.719680	8.562
S381	-187025.237	-59395.584	3968862.554377	29.503
S371	-187000.243	-59411.259	3903069.071896	9.696
S370	-186992.058	-59416.456	-1022098.589028	16.719
倍面積			2684.062147	
面積			1342.0310735	
地積			1342.03㎡	

地番	(B) 650-4			
測点	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)	距離
S371	-187000.243	-59411.259	-4469679.808186	29.503
S381	-187025.237	-59395.584	-2121801.313765	5.467
LL109	-187028.574	-59399.914	1021550.071188	1.225
LL111	-187028.106	-59401.046	1344358.025928	8.590
LL112	-187022.014	-59407.102	1317009.022588	0.986
LL113	-187022.002	-59408.088	448291.738794	2.495
LL115	-187019.944	-59409.499	1021128.894240	6.590
LL117	-187014.744	-59413.548	932081.484096	0.935
LL118	-187014.734	-59414.483	1110493.490492	9.068
LL120	-187007.171	-59419.486	-602911.119304	10.755
倍面積			520.486071	
面積			260.2430355	
地積			260.24㎡	

地番	650-2	
公簿	合計面積	誤差面積
1590	1602.2741090	12.2741090
	地積	
	12.27	

(測量精度区分 甲3 許容範囲を超える)
許容値 = (0.10 + 0.02√1590)√1590 = 9.02㎡

使用基準点（世界測地系）			
既知点の名称	X座標	Y座標	備考
四等三角点 中元	-186668.594	-59161.521	みかげ石
基Ⅱ-2	-187008.444	-59355.158	金属標
基Ⅲ-7	-186991.166	-59432.919	金属標



測量年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

平面直角座標系

第〇系

境界標の種類	
○	測点
⊗	プラスチック杭
⊗	鉄
⊗	基準点

単位 メートル

作成者

省略

(〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日 作成)

申請人

省略

縮尺

省略